●●●自主防災会防災計画

１　目的

　　この計画は、●●●自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、風水害、地震その他の災害による、生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画の内容

　　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　(2) 防災知識の普及に関すること。

　(3) 防災訓練の実施に関すること。

　(4) 情報の収集、伝達に関すること。

　(5) 出火防止、初期消火に関すること。

　(6) 救出救護に関すること。

　(7) 避難誘導に関すること。

　(8) 給食給水に関すること。

　(9) 衛生処理に関すること。

(10) 警備に関すること。

(11) 避難行動要援護者に関すること。

(12) 一時避難場所に関すること。

(13) 防災資機材に関すること。

３　自主防災会の編成及び任務分担

　　災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙の自主防災会の編成及び任務分担を定め実施する。

４　地域の災害危険箇所等の把握

　　災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

　(1) 把握事項

　　ア　危険地域、区域等

　　イ　地域の防災施設、設備

　(2) 把握方法

　　ア　唐津市地域防災計画

　　イ　防災講習会等の開催

５　防災知識の啓発活動

　(1) 啓発事項

　　ア　自主防災会及び防災計画に関すること。

　　イ　地震、火災、風水害等の知識に関すること。

　　ウ　地域周辺の地形や施設等に関すること。

　　エ　家庭の防災知識に関すること。

　　オ　その他防災に関すること。

　(2) 啓発方法

　　ア　広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

　　イ　防災訓練､防災教室､講演会等の開催

　　ウ　家庭内におけるパンフレット等の掲示

　(3) 実施時期

　　ア　防災の日（9/1）や防災週間中（8/30～9/5）

　　イ　防災とボランティア週間中（1/15～21）

　　ウ　春（3/1～7）と秋（11/9～15）の火災予防運動期間中

　　エ　随時、計画を立て防災機関の指導を受けて実施するものとする。

６　防災訓練

　　災害等の発生に備えて、次の訓練を実施する。

　　ア　情報収集受伝達訓練

　　イ　初期消火訓練

　　ウ　救出救護訓練

　　エ　避難誘導訓練

　　オ　給食給水訓練

　　カ　その他、各地域に必要とする訓練

　(2) 訓練の時期及び方法等

　　　総合訓練の回数及び実施時期については、総会又は幹事会に諮り決定する。

７　情報の収集伝達対策

　(1) 被害状況等を把握し、市災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等との連絡調整

　(2) 二次災害の防止のための呼びかけ

　(3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

８　出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

　(1) 出火防止

　　ア　石油ストーブ等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓

　　イ　耐震自動消火装置付等の安全装置の普及・啓発

　　ウ　石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理

　　エ　避難時の電気ブレーカーの遮断

　　オ　その他建物等の落下、倒壊危険個所の確認

　(2) 初期消火

　　ア　家庭における消火器､水バケツの設置

　　イ　消火器の設置場所の確認

　　ウ　バケツリレー方式による消火活動の実践

９　救出救護対策

　(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災会や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。

また、救護活動も併せて実施する。

　(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院､医院への搬送も考える。

　(3) 負傷者の救出救護が自主防災会では困難な場合、市災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

10　大規模災害時等の避難対策

　(1) 避難情報の発令

　　ア　市災害対策本部長からの避難指示等が発令されたときは、自主防災会長は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

　　イ　火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長から避難指示等の発令がない場合で、自主防災会で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を市災害対策本部に報告する。

　(2) 避難誘導

　　ア　避難誘導班は、自主防災会長の指示に従い、住民を一時避難場所（●●●集会所）及び市指定避難所へ避難させる。

　　イ　避難誘導する場合は、避難行動要援護者に配慮するものとする。

　(3) 避難路の確認

　　ア　自治会の各一時避難場所等から市指定避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

　　イ　避難路の選定に当たっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険個所等の有無の確認をしておく。

11　給食給水対策

　(1) 家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3㍑を目安）等を3日分以上備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。

　(2) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

12　衛生対策

災害時において、各家庭のトイレは使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

　(1) 仮設トイレ用資材の確保とその設置、消毒。

　(2) 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策を検討する。

　(3) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。

　(4) 市による消毒作業の協力をする。

13　警備対策

災害時における周辺地域の状況(津波・河川等)を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

14　避難行動要支援者要援護者対策

災害時において、避難行動要援護者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃から、避難行動要援護者の把握に努め、その対策を検討する。また、優先的に市指定避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。

15　一時避難場所の指定及び運営

　(1) ●●●集会所を一時避難場所と指定する。

　(2) 一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。（この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする。）

　(3) 住民の一時避難については、必ずしも一時避難場所や市指定避難所とは限らないため（在宅、親戚宅、自宅の2階等）、一時避難場所に行かない場合は、自宅等に「無事旗」を掲示するものとする。

16　防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。